市政記者クラブ 様

環境局地域環境対策部地域環境対策課 主幹(環境影響評価・化学物質) 近藤(972-2676) 有害化学物質対策係長 鈴木(972-2677)

周辺井戸水調査結果について

平成24年7月2日に公表しました栄町ビルの地下水汚染 (テトラクロロエチレン0.068 mg/L) に係る周辺の井戸水調査の結果について、下記のとおりお知らせします。

記

- **1 調 査 日** 平成24年7月4、5日
- 2 調査対象 最初に汚染が発見された当該井戸及びその周辺500m以内の井戸 合計16本

3 調査結果

当該井戸及び周辺井戸4か所でテトラクロロエチレンが、他の周辺井戸1か所で 1,2-ジクロロエチレンが環境基準を超過しました。

単位:mg/L

	所 在 地	①中区 錦三丁目	②中区 錦三丁目	③中区 錦三丁目	④中区 錦三丁目	地下水の
	当該井戸からの距離	当該井戸	同一ビル	同一ビル	北200m	環境基準
	用途	生活用水	生活用水	生活用水	生活用水	
調査項目	テトラクロロエチレン	0.053 (5.3倍)	<0.0005	<0.0005	0.0063	0.01以下
	トリクロロエチレン	<0.002	0.002	<0.002	<0.002	0.03以下
	1,1-ジクロロエチレン	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.1以下
	1,2-ジクロロエチレン	<0.004	0.016	0.048 (1.2倍)	<0.004	0.04以下

※太字部分は環境基準を超えた物質の濃度、() 内は環境基準に対する倍率です。

	所 在 地	⑤中区 錦三丁目	⑥中区 錦三丁目	⑦中区 錦三丁目	⑧東区 東桜一丁目	地下水の	
	当該井戸からの距離	北450m	北500m	東100m	東500m	環境基準	
	用途	一般飲用	生活用水	生活用水	生活用水		
調査項目	テトラクロロエチレン	0. 0066	<0.0005	0.11 (11倍)	0.029 (2.9倍)	0.01以下	
	トリクロロエチレン	<0.002	<0.002	<0.002	0.003	0.03以下	
	1,1-ジクロロエチレン	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.1以下	
	1,2-ジクロロエチレン	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	0.04以下	

単位:mg/L

所 在 地		⑨中区栄四丁目	⑩中区 栄三丁目	⑪中区 栄三丁目	迎中区栄三丁目	地下水の	
	当該井戸からの距離	東500m	南50m	南100m	南400m	環境基準	
	用途	生活用水	生活用水	生活用水	生活用水		
調査項目	テトラクロロエチレン	<0.0005	0.025 (2.5倍)	0. 0024	<0.0005	0.01以下	
	トリクロロエチレン	<0.002	0.004	0.002	<0.002	0.03以下	
	1,1-ジクロロエチレン	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.1以下	
	1,2-ジクロロエチレン	<0.004	0.006	0.014	0.027	0.04以下	

単位:mg/L

所 在 地		① 中区 栄三丁目	⑭中区 錦三丁目	① 中区 錦二丁目	16中区 錦三丁目	地下水の
	当該井戸からの距離	南西300m	西100m	西300m	北西200m	環境基準
	用途	生活用水	生活用水	生活用水	一般飲用	
調査項目	テトラクロロエチレン	<0.0005	0.021 (2.1倍)	<0.0005	0.0043	0.01以下
	トリクロロエチレン	<0.002	<0.002	<0.002	0.002	0.03以下
	1,1-ジクロロエチレン	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.1以下
	1,2-ジクロロエチレン	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	0.04以下

[※]太字部分は環境基準を超えた物質の濃度、()内は環境基準に対する倍率です。

4 今後の対応

環境基準を超えた井戸については、井戸水を飲用しないように指導しました。周辺井戸水調査をさらに範囲を広げて行います。

環境基準を超えた井戸については、今後も定期的な監視を行います。

また、汚染原因の究明のため、汚染が見つかった井戸周辺の事業場における有害物質使用状況等の調査を行います。

<参考>

1 環境基準を超過した物質の毒性について

・テトラクロロエチレン

急性毒性: 急性高濃度暴露では、中枢神経系抑制作用を主としてめいてい感、不快感、 めまいなど、さらに高濃度では意識を失う。反復暴露では頭痛、脱力感等を 訴え、重症例では不眠、記憶力の低下、手指の知覚低下などが見られる。作 業中に暴露した人に、肝、腎、中枢神経への影響が見受けられる。

発がん性: IARC (国際がん研究機関): 2A (人に対して恐らく発がん性があるもの) USEPA (アメリカ環境保護庁): B 2 (動物実験では発がん性が認められているものの、人に対する発がん性の証拠は不十分であるもの)

・1,2-ジクロロエチレン

急性毒性: 高濃度の1,2-ジクロロエチレンは、他の塩素化エチレン類と同様に麻酔

作用を有する。目、鼻、皮膚、粘膜に強い刺激作用があり、蒸気を吸入す

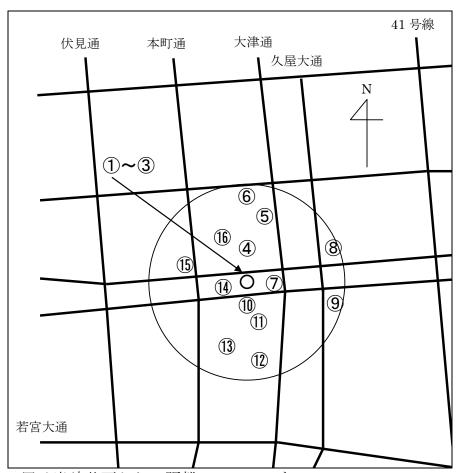
ると一過性麻酔状態に陥る。

慢性毒性: 中枢神経障害、肝機能障害

発がん性: 情報はない。

出典「改訂4版水道水質基準ガイドブック」

2 位置図



円は当該井戸からの距離500mです。